

熊本県農業研究センター外部評価委員会設置要領

(目 的)

第1条 熊本県農業研究センター（以下「センター」という。）において行われる試験、調査、研究（以下「研究等」という。）の課題及び成果評価について、客観的かつ幅広い視点からの助言及び提言を求め、ひいては本県の農業振興に資するため、熊本県農業研究センター外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 この委員会で協議する事項は次のとおりとする。

- 1 研究等の課題の方向性に関すること。
- 2 研究等の成果の評価に関すること。
- 3 研究等の課題の評価方法に関すること。
- 4 その他、研究等の評価に関してセンター所長が必要と認める事項。

(組織構成)

第3条 委員は次に掲げる組織、分野等からセンター所長が委嘱する。

- 1 学識経験者
- 2 国立研究開発法人
- 3 農業関係団体・農業者
- 4 流通業界
- 5 消費者
- 6 その他、センター所長が特に必要と認めた者

(任 期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(役 員)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長を務める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故ある時、副委員長は会議の議長を務める。

(招 集)

第6条 委員会は、農業研究センター所長が招集する。

(秘密の保持)

第7条 委員会で協議した事項について、センターが公表するまでの間、公表してはならない。

(事 務 局)

第8条 この委員会の事務局はセンター企画調整部内に置く。

(そ の 他)

第9条 その他必要な事項は別に定める。

付則 この要領は、平成15年8月5日から施行する。
この要領は、平成19年9月3日から施行する。
この要領は、平成27年6月3日から施行する。
この要領は、令和2年9月3日から施行する。